

## 2 - 7 スウェーデン環境管理評議会 環境製品宣言 (EPD) の概要

スウェーデン環境管理評議会<sup>1</sup>は、1998年から、タイプIII環境ラベル<sup>2</sup>の認証プログラムとして「環境製品宣言 (EPD)」を実施している。

EPDでは、電気・電子機器、化学、食品、建材等、幅広い産業に関して、第三者認証機関による審査登録が行われている。

EPDには、企業や組織、製品・サービスの説明に関する情報や、インベントリーデータや潜在的環境影響に関する情報、付帯サービス、保守、リサイクルに関する情報などを記載することが求められている。

リカバリー手順に関する情報や適切な再利用方法、適切な処分方法に関する情報などについては、EPDに「リサイクル宣言」として記載可能である。

各製品のEPDについては、スウェーデン環境管理評議会のウェブサイトで見ることができる。

1: スウェーデン環境省、スウェーデン産業連盟、スウェーデン市町村連合の共同所有会社  
2: 5-6で示したエコリーフと同様のスキームの環境ラベルである。

### 環境製品宣言 (EPD) を作成し、認証を受けるための手順

1. 基本的なライフサイクルアセスメント (LCA) のデータ及び宣言で示すその他の情報を提供する。
2. 独立した第三者がデータのチェックを実施する。
3. 宣言を登録する。

### 環境製品宣言 (EPD) が含むべき情報

環境製品宣言 (EPD) が含むべき情報の例として、以下のものがあげられる。

- 製造業者・輸入業者・卸売業者及び企業または組織による環境活動に関する情報
- 製造工程または付帯サービス活動に関する情報
- 商品の内容物に関する情報
- 材料及びエネルギーの流れに関するインベントリーデータの情報
- 潜在的環境影響に関する情報
- **付帯サービス、保守、リサイクルに関する情報**
- 認証手続に関する情報

これらの情報を以下の3部構成で提供する。

1. 企業または組織の説明、製品またはサービスの説明 (場合によっては、内容物の表示を含む)
2. 環境パフォーマンス宣言
3. 企業または組織及び認証機関から提供される情報 (場合によっては、**リサイクル宣言**を含む)

## 環境パフォーマンス宣言

環境パフォーマンス宣言では、資源使用量、汚染物質排出量、それに伴って生じる環境影響を、製造段階と、使用段階の2部構成で表示せねばならない。

### < 製造段階 >

資源使用量：

- 非再生可能資源の使用量
- **再生可能資源の使用量**
- 電力消費量

汚染物質排出量：

- 温室効果ガス排出量
- オゾン層破壊ガス排出量
- 酸性化ガス排出量
- 対流圏オゾン生成に寄与するガス排出量
- 酸素欠乏に寄与する物質の水域への排出量

製造段階の項では、有毒物質の一覧表を掲載することができる。その場合には、その旨を明記せねばならない。

その他の情報：

- 廃棄物発生量

### < 使用段階 >

- ・固有データや詳細データが入手できない限り、一般データ及び平均値から構成される。
- ・明確に定義された機能単位に基づいていることが望ましい。
- ・資源使用量と汚染物質排出量に分けて表示することが望ましい。
- ・汚染物質排出量の情報は、明確に文書化されたデータと試験結果に基づいていなければならない。
- ・バックグラウンドデータとデータの引用元を明記しなければならない。

## リサイクル宣言

リサイクル宣言では、以下に掲げる形式で、製品解体、製品リサイクル、材料の再利用、製品の再利用を行う上で重要な側面に関する情報を含めることができる。

- ・ **全部または一部の部品の適切なリカバリー手順に関する情報**  
(例：複合材を適切に解体する方法、製品に含まれる材料の融点とエネルギー含有量に関するデータ)
- ・ **製品(又はその部品)の適切な再利用方法に関する情報、及び製品のライフサイクルの最終時点で廃棄物として適切に処分する方法に関する情報**